

magazineplus 目次 ASP サービス 利用規定 〈大学図書館向け〉

1. 定義

- ・ 「magazineplus 目次 ASP サービス」(以下「本サービス」という)とは、ISSN と巻号もしくは刊行年月を連携キーとして図書館 OPAC の検索結果にリアルタイムで magazineplus 目次データおよび雑誌の巻号一覧(以下「目次データ等」という)を表示させる有償の Web サービスです。
- ・ 「magazineplus 目次データ」とは、雑誌・論文データベース magazineplus に収録された雑誌記事・論文タイトルを掲載ページ順に排列したデータ(同一巻号内文献一覧)をいいます。
- ・ 「利用者」とは、利用規定の内容を承諾の上、本サービスの利用を申込み、日外アソシエーツが本サービスの利用を承認した方をいいます。

2. 利用契約

- ・ 本サービスの利用契約は、所定の申込書に必要事項を記入の上、日外アソシエーツ(以下「弊社」という)又は弊社販売代理店(以下「代理店」という)までお申し込みいただき、弊社からアクセス権を交付することにより成立するものとします。

3. 利用規定の適用範囲および変更

- ・ 利用規定は、本サービスをご利用いただく際の、弊社と利用者との一切の關係に適用します。
- ・ 弊社は、利用者に事前の通知をすることなく、利用規定を変更することがあります。

4. 契約期間

- ・ 契約締結日より 1 年間とします。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに利用者より書面による契約終了の申し出がない場合は、同一条件で自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

5. 利用許諾

- ・ 本サービスは、インターネット接続でのみご利用いただけます。
- ・ 利用者の図書館システムの OPAC 上に目次データ等を表示することを許諾します。
- ・ 基本的に利用者が所蔵する雑誌に限り、OPAC 検索結果として目次データ等を表示させることができます。

6. 目的外利用の禁止

- ・ 利用者の業務用 OPAC に目次データ等を取り込んで利用することはできません。
- ・ 弊社の事前の書面による承諾なく、目次データ等を複製、蓄積、翻案、翻訳、出版、販売、送信、貸与、配布および改変するなど、著作者および著作権者の権利を侵すような利用はできません。
- ・ 目次データ等を電子的媒体へ複製し、データを電子メールで送信したり、基本的に OPAC 表示以外にインターネット上で公開・開示したりすることはできません。
- ・ 利用者は、プログラムを使って目次データ等の自動取得(クローリング)を行うことはできません。

7. 利用料金

- ・ 本サービスをご利用いただくにあたり、別途定める料金を弊社または代理店の指定する方法によりお支払いいただきます。
- ・ 弊社は、利用料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。利用者は、改定または変更後の利用料金に規定された料金を所定の手続で支払うものとします。但し、料金改定の場合、弊社は利用者に対し適切な手段で事前に通知するものとします。なお、契約期間中に料金改定が行われた場合は、次の契約更新時からの適用となります。
- ・ 利用者から弊社に支払われた本サービスに関する一切の料金などの金員は、いかなる理由といえども返還することを要しないものとします。

8. 利用料金のお支払い

- ・ 利用料金は、原則として契約開始または更新月の月末までに 1 年分を一括してお支払いいただきます。

9. 本サービスの保守

- ・ 弊社は、本サービスの稼動状態を良好に保つために、利用者に事前の通知をしないで本サービスの運用を一時停止のうえ、保守点検を行う場合があります。
- ・ 上記および不測の事故などの止むを得ない事由により、本サービス提供の遅延または中断などが発生しても、弊社は責任を問われないものとします。

10. 権利の帰属

- ・ 目次データ等の著作権のうち、一部は、国立国会図書

館、機械振興協会、経済文献研究会、有限会社岩田書院、株式会社東洋経済新報社に各々帰属します。それ以外の目次データ等の権利は、日外アソシエーツに帰属します。

11. 免責事項

- ・ 弊社は、利用者に事前に通知をすることにより、本サービスの内容の追加および改変をすることができます。
- ・ 目次データ等の内容は、その正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- ・ 目次データ等を利用した結果、利用者または第三者に、直接または間接に損害が生じた場合でも、弊社は損害賠償を負わないものとします。

12. 契約の終了および解約

- ・ 利用者が契約の終了を希望されるときには、契約満了日の 1 ヶ月前までに、書面により弊社または代理店に届け出下さい。この場合、契約満了日にアクセス権を失効させます。
- ・ 利用者が契約の解約を希望されるときには、解約希望月の 1 ヶ月前までに、書面により弊社または代理店に届け出下さい。この場合、解約希望日にアクセス権を失効させます。
- ・ 解約により、支払い済み年間利用料金は、一切払い戻しいたしません。

13. 契約の解除

- ・ 利用者が次の各号の一つにでも該当する場合、弊社は、当該利用者のアクセス権を失効させ、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - 1) 利用者が、本規定の条項に違反した場合。
 - 2) 利用料金などの支払債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。
- ・ 契約解除を行う場合、支払い済み年間利用料金は、一切払い戻しいたしません。

14. 変更の届け出

- ・ 利用者は、申込書に記載した内容に変更があった場合には、速やかに弊社または代理店に届け出て下さい。

15. 協議

- ・ 本契約に定めのない事項については、利用者、代理店、弊社は誠意を持って協議により解決するものとします。